

横浜グリーンエキスポこども招待事業実施要綱

制 定 令和8年4月22日脱G第82号（局長決裁）

（目的）

第1条 2027年国際園芸博覧会（以下「エキスポ」という。）において、未来を担う子どもたちが保護者等とともに環境について考え、体験するきっかけをつくり、地球規模の課題を自分ごととして捉え、新たなグリーン社会への意識を高めることができるよう、横浜市（以下「市」という。）が、市内在住の子どもたちにエキスポのチケットIDを配付する、横浜グリーンエキスポこども招待事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本実施要綱を策定する。

（定義）

第2条 この要綱において「チケットID」とは、エキスポの入場に必要となるIDとする。

（配付対象者）

第3条 本事業の対象者は次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 申請時点で横浜市在住の者
- (2) 令和9年4月1日時点で満4歳から満18歳の者
ただし、満18歳の者については令和9年3月31日までに申請した場合に限る。
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - イ 既に本事業において交付決定された者

（申請者等）

第4条 本事業の申請者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 配付対象者の保護者（親権を行う者、未成年後見人、里親（別表1掲げるものに限る。以下同じ。））、その他の者で、配付対象者を現に監護する者をいう。）
 - (2) 世帯主である配付対象者
 - (3) 配付対象者が施設（別表2に掲げるものに限る。以下同じ。）へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者（以下「施設長」という。）
- 2 申請者は、複数人の配付対象者分をまとめた申請（以下「複数人申請」という。）をすることができる。
- 3 申請は、横浜市子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」（以下「パマトコ」という。）の申請フォームにより行うこととし、それにより難しい場合は郵送申請書（様式第1号）の提出により行うこととする。ただし、申請者が施設長の場合は、第5項に規定する方法によることとする。なお、申請に係る郵送費用については、横浜市の責めに帰すべき事由により郵送が必要となった場合を除き、全て申請者の負担とする。
- 4 申請者（施設長を除く。）は、申請者及び配付対象者の本人確認書類として、次の各号に掲げる書類のいずれかの写しを添付しなければならない。
- (1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証又は資格確認書
 - (2) その他市長が前号に準ずるものとして特に認めるもの
- 5 施設長が申請する場合は、施設に入所している配付対象者の氏名及び生年月日について入所（委

託）措置通知書等による確認を行った上で、施設用申請書（様式第2号）及び配付対象者一覧表（様式第3号）を提出しなければならない。

- 6 申請受付期間は、令和8年9月1日から令和9年9月5日までとする。ただし、郵送で行う場合は、令和8年9月1日から令和9年9月5日までのいずれかの日の消印が押印されているものを有効なものとして受け付けることとする。

（配付するチケットID等）

第5条 本事業において配付するチケットIDは、配付対象者1人につき1つとする。

- 2 市長は、申請者及び申請のあった配付対象者について、前条第4項で定める本人確認書類の記載内容と同一の者であることを審査したのち、申請者へチケットIDを配付する。
- 3 市長は、施設長が申請する場合、前条第5項で定める書類を審査したのち、申請者へチケットIDを配付する。

（交付決定等）

- 第6条 市長は第4条第3項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、配付対象であると認めたときはチケットIDについて交付決定し、配付対象でないと認めたときは不交付決定する（交付決定及び不交付決定を以下「決定」という。）ものとする。
- 2 複数人申請をした者には、市長の決定後に審査結果をまとめて通知することができる。
- 3 市長は、申請者が申請した内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めるものとする。
- 4 市長は、不交付決定を受けた者が、第3条に規定する要件に該当していることが判明した場合には、不交付決定を取り消した上で、改めて交付決定することができる。

（交付決定等の通知）

- 第7条 市長は、前条に規定する交付決定を行った場合、チケットID交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 2 市長は、前条に規定する不交付決定を行った場合は、不交付の理由を付してチケットID不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、交付決定を取り消すことができる。
- (1) 第3条に規定する要件に該当していなかった場合
- (2) チケットIDを交付決定を受けた本人以外の者に譲渡した場合
- (3) チケットIDを不正に取得した場合
- (4) チケットIDを他人に交換・売却した場合
- (5) チケットIDを担保に供し、又は質入れを行った場合
- (6) チケットIDの取得や使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合
- (7) その他この要綱に反する行為等、市長が不当と認める行為を行った場合
- 2 前項により交付決定を取り消した場合は、こども招待1日券交付取消決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 前項の通知を行った場合には、市長は、チケットIDの無効化を公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）に対して依頼することができる。

（チケットIDの返還）

- 第9条 チケットIDの交付を受けた者又はその申請者からチケットID返還の申し出（以下「返還申し出」という。）があった場合において、市長は、当該チケットIDが使用されていないことを確認したときに限り、当該返還申し出を受け付けることができる。

- 2 市長は、第1項の規定により返還申出を受け付けたときは、当該チケットIDを無効として、交付決定を取り消すものとし、前条第2項に準じて、その旨を当該返還申出者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、再度本事業の申請を行うことができるものとする。

(パマトコに係る様式の特例)

第10条 第7条及び第8条の規定にかかわらず、申請者がパマトコにより申請を行った場合にあつては、市長はパマトコによるメール通知等をもって、第7条及び第8条の通知に代えることができる。

(調査等)

第11条 本事業において市長が必要と認める場合は調査することができる。

- 2 前項の調査に応じない場合、市長は、第7条第2項に規定する不交付決定又は第8条第1項に規定する交付決定の取消し等を行うことができる。

(紛争の解決等)

第12条 配付したチケットIDの盗難・紛失・滅失に対して、市長は一切責任を負わない。

- 2 申請者又は配付対象者と協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、市長は一切責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第13条 市長は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年1条例第38号）、その他法令を遵守するとともに、個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

(その他)

第14条 この要綱に規定するもののほか、本事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

別表 1

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親
同法同条第2号に規定する養子縁組里親

別表 2

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同法同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
同法第41条に規定する児童養護施設
同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設
同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
同法第43条の2に規定する児童心理治療施設
同法第44条に規定する児童自立支援施設